

再発防止に向けた検討項目 (案)

総務部行政改革推進課  
 県土整備部県土整備政策課

項目	現状	担当部
全庁的な取り組みの推進	<p>職員倫理に関する基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○千葉県コンプライアンス基本指針で「県民の疑惑を招く行為の禁止」を規定している。</li> <li>○利害関係者との間の禁止事項等について<u>具体的な内容や基準を定めていない。</u></li> </ul>	総務部
	<p>各所属におけるコンプライアンスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○基本指針のコンプライアンス推進体制では、<u>副課長・出先機関次長をコンプライアンス推進グループ員と位置づけている。</u></li> <li>○コンプライアンス推進強化月間に、コンプライアンスに関する職場研修と、業務リスク点検を実施している。</li> </ul>	総務部
	<p>コンプライアンスに関する研修・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○所属内研修等を行う副課長・出先機関次長等を対象に研修を、<u>経理の適正化を重点課題として実施している。</u></li> <li>○新任所属長研修などの階層別研修において、職位に応じた内容で研修を実施している。(所属長は新任の際のみ)</li> </ul>	総務部
内部牽制	<p>特別監察等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○備品購入や委託料等の執行状況に関する「<u>経理に関する特別監察</u>」や現金・金券の管理状況の確認に特化した「<u>金庫調査</u>」を実施している。</li> <li>○<u>リスク点検の取組状況等を把握する「行政監察</u>」を実施している。</li> </ul>	総務部
	<p>内部通報制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○利用しやすいものとするため、<u>相談窓口を総務部の外に外部(コンプライアンス委員)にも設置するとともに、匿名での通報も受け付けている。</u></li> <li>○職員の不正に関する通報については、原則として総務部と関係部局が連携して調査を行うこととしている。</li> </ul>	総務部
外部との適切な関係の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○今回の官製談合防止法違反事件を踏まえ、昨年12月に利害関係者に対する<u>応接ルールの見直しを実施</u>している。</li> </ul>	県土整備部
公正公平な入札契約制度の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○工事執行伺いや設計書等に工事の詳細がわかる資料を添付して<u>関係職員に回付(決裁)</u>している。</li> <li>○入札制度の改善として、これまで、総合評価方式(公告 → 資格申請書及び技術資料の提出 → 資格確認 → <u>技術審査・評価</u> → <u>入札・評価</u> → 落札者決定)や電子入札システムの導入を行っている。</li> <li>○談合情報が寄せられた場合、<u>談合情報マニュアルに基づき、関係部局の職員で構成する公正入札調査委員会</u>で対処している。</li> </ul>	県土整備部
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入札・契約事務は、事業を担当する部署が専門性を発揮しながら設計、積算、入札、契約の一連の事務を行う方が効率的であるなどの理由から、一部を除いて各部局等で担当している。</li> </ul>	総務部

資料(2)

資料(3)

資料(4)

資料(5)